

令和 3 年度
松本市社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



《 現 状 と 課 題 》

1 社会福祉を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症は、人と人との距離の確保、接触機会の減少など、福祉の基本となる人と人との関わりに多大な影響を与え、住民による集いの機会やボランティア活動などが休止や延期に追い込まれるなど、社会福祉活動は自粛を余儀なくされました。さらに、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者の孤立や虚弱化の進行、減収や失業による生活困窮者の増加など、従前からの福祉課題が一層深刻となりました。

また、昨年6月には社会福祉法が改正され、地域共生社会実現のため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制の整備や地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などが求められています。

2 当会を取り巻く状況

(1) 地域福祉活動

令和3年度は、第4期地域福祉活動計画のスタートの年となります。第4期計画は、当会の単独計画として策定することとなりますが、地域における当会活動が見えづかったこと、計画と地域との温度差など、第3期地域福祉活動計画の評価や反省を踏まえ、市社協や地区社協活動の見える化、地域の課題に焦点を絞った活動や近年の大規模災害に対応できるボランティアセンターの強化などが求められています。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症により、多くの事業等が中止や延期となっている中、当会を挙げて感染症終息に全力で取り組むとともに、地域福祉事業も感染防止対策を万全としながら徐々に再開していくことが求められているほか、これを契機ととらえ、中止・延期した事業の評価を行い、次へと活かしていくことが必要です。

(3) 法人運営

当会の事業運営にも新型コロナウイルス感染症は大きな影響を与えました。近年、人材確保難や利用者の減少等により厳しい運営となっている介護保険事業や障害者福祉事業は、感染症による通所控えや休業等により収益が減少し、従前にも増して厳しい財政運営となっています。

また、労働人口減少による人手不足は一層加速し、特に介護分野においてより顕著になっています。常勤福祉職は高齢化が進み、将来の職員体制が危惧されておりますが、早急に採用体系を見直すほか、法令改正に沿った高齢者雇用など、人材確保を進める必要があります。

《 重 点 目 標 》

1 地域福祉推進事業

令和3年度は、地域住民や関係団体等と協働し、各地域の課題やニーズに添った特色ある地域福祉活動の推進に向けて「第4期地域福祉活動計画」を策定し、本会が従来から取り組んできた「だれもが安心して住み慣れた地域で生活できる社会」の実現を目指します。特に、コロナ禍による厳しい状況のなか、それぞれの地域における人材が活躍し、サービスなどが充実することを通じた地域福祉活動の推進に取り組みます。また、ボランティアセンターでは、福祉教育の推進、人材の育成、コロナ禍に負けないボランティア活動に取り組むとともに、交流や情報交換等の場として地域に開かれたボランティアセンターの活用を推進します。また、大規模災害にも備えた災害ボランティアセンター確保の検討や訓練を実施します。

さらに、地域の児童福祉向上のため児童センター運営の実績やノウハウを活かし、児童センター職員と地区担当職員が相互に情報の提供・交換をしながら、地域住民との交流等を行い、地域に根ざした児童福祉の向上に努めます。

2 生活福祉事業

地域における住民主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制構築のため、松本市からの委託を受けて、令和元年度から地域での調整役である「地区生活支援員」を順次各地区に配置し、地域資源の把握・ネットワーク化や生活支援の担い手養成、支援の仕組みづくり等を進めています。令和4年度の全地区配置に向け、残る11地区について着実に地区生活支援員を決定し、これにより全市的な生活支援体制を構築します。

また、生活困窮や判断能力の低下した方の自立した日常生活を支援するため、行政や専門職との連携を強化し、困りごとの早期発見と自立に向けた金銭管理支援のほか、中信地区2市5村からの委託を受けて行う成年後見支援事業について、中核機関業務を含めて関係機関との連携・調整を図りながら地域住民の権利擁護の推進に取り組みます。

さらに、コロナ禍に起因する失業者等の就労支援や、関係機関との連携を図り、生活困窮者の相談体制の強化をさらに進め、困窮者の生活支援に取り組みます。

3 介護保険事業

厳しい事業運営が続いている状況を改善するため、当会内に居宅・訪問・通所の各事業経営戦略プロジェクトを立ち上げ、経営指標や達成目標等の分析・評価を行い、改善策を実行します。また、令和3年4月の介護保険制度改正において、新たに設けられる加算について取得を検討し、増収につなげるほか、居宅介護支援事業所の統合により業務処理の効率化、加算取得の検討や経費削減に取り組みます。

介護人材不足については、介護職員初任者研修の実施や採用形態の見直しによる介護職員の確保や福祉の職場説明会への参加、広報の活用など、人材不足解消に取り組みます。

4 障害者支援事業

地域住民の理解と社会福祉関係者等との連携や協力により、地域共生社会の実現に向けて障害者の社会及び日常生活が自立したものとなるように、総合的な支援・援助を行い障害者の社会移行を進めます。

そのため、指定管理施設である就労継続支援B型事業所においては、一般就労が難しい障害者に対して、必要な知識の習得や持ち合わせている能力を一層に向上させるための訓練・指導を通じて、基本的な生活習慣を身につけるための支援を行います。

また、新たに運営を始める（仮称）グループホーム水汲では、グループホーム井川城の運営ノウハウを活かし、就労支援継続施設等と連携して共同生活を通じて地域での自立生活習得を支援します。

さらに、心身障害児の早期に適切な療育と機能訓練を通じた支援を行う「しいのみ学園」では、障害児の個性に合わせて保護者に寄り添った子育て支援を行い、障害児の将来に向けた社会及び日常生活の自立を目指します。

なお、支援する側の資質の向上は欠かせないことから、各施設ともにサービス提供体制及び支援内容の精査と実行を常に心がけるとともに、安定経営に努めます。

5 新型コロナウイルス感染症対策

感染症終息まで、職員一人ひとりが引き続き強い緊張感を持ち、厳に自覚ある行動をとり、感染防止対策に取り組むほか、「松本市社会福祉協議会新型コロナウイルス感染症対策本部」において、職員の行動、事業所の対応、事業継続について対策を検討し、組織をあげて感染症対策に取り組んでまいります。

《 各課の主要取組及び事業概要 》

総務課

○ 法人運営事業

1 主要取組

(1) 組織運営のガバナンスの強化と事業運営の透明性の確保

公益性の高い法人として透明・公正な事業運営を行うとともに、迅速・果敢な意思決定を行うためのガバナンス強化を図ります。当会の基本理念・事業目的の明確化・可視化、組織内への浸透、継続性、計画性に基づいた事業の推進、PDCAサイクルによる事業の進捗管理を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症・自然災害などにおけるBCP（事業継続計画）の策定や経営基盤の強化などの喫緊の課題に法人全体で取り組みます。

(2) 持続可能な財政運営

地域福祉関係事業の拡充が求められている一方、その財源である介護保険事業・障害者支援事業の増収が厳しい状況になっているため、事業の効率化による費用の削減を重点的に進めます。また、これからの社会福祉の動向を踏まえた中長期事業計画及び財政計画の策定について取り組みます。

(3) 人材確保・定着のための人事・労務・給与制度改革

介護及び障害福祉サービスの人材確保のため、外部コンサルティングを導入し、現行の雇用形態（正規、嘱託、臨時）と給与体系を見直すことで採用条件の改善を図るほか、若年労働者の不足や、高年齢者雇用安定法の改正を受けた定年延長を検討します。さらに、働き方改革における公平な待遇の確保、労働条件の改善、職員のモチベーション向上など抜本的な制度改革に取り組みます。

(4) 職員研修の充実とキャリア形成

社協職員としての資質向上とキャリア形成を図るため、現在の研修規程や市職員研修への参加を見直し、県社協が主催する「福祉職員生涯研修」（職階（位）別研修）制度を適用します。また、職員の資格取得を積極的に進めるため、キャリアアップ制度を充実します。

2 事業概要

(1) 組織運営のガバナンスの強化と事業運営の透明性の確保

ア 理事会・評議員会の開催

イ 事務局会議・係長会議の開催（毎月）

ウ 情報公開・個人情報保護・苦情解決・危機管理等に関する事務

- エ 事業計画・財務諸表・役員報酬基準等の公開
- 新 オ BCP（事業継続計画）の策定
- カ 情報共有システムの整備
- 新 キ リモート会議・研修の環境整備
- ク SNSによる情報発信
- ケ 諸規程の見直し

(2) 持続可能な財政運営

- ア 予算・決算・監査に関する事務
- イ 財政分析の実施
- ウ 補助金・委託金の安定確保
- エ 積立金の運用管理

(3) 人材確保・定着のための人事・労務・給与制度の抜本的改革

- 新 ア 雇用形態・給与体系の見直し
- 新 イ 採用条件の見直し
- 新 ウ 定年延長の検討
- 新 エ 職種による待遇差の解消
- 新 オ 外部コンサルティングの導入
- カ ハラスメント対策の推進
- キ 休暇制度の見直し・休暇取得の推進
- ク 障害者雇用の推進
- ケ 職員衛生委員会による労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進
- コ メンタルヘルス対策の充実

(4) 職員研修の充実とキャリア形成

- 新 ア 年度別の研修計画の策定と運用
- 新 イ 県社協主催の福祉職員生涯研修（職階別研修）への参加
- ウ キャリアアップ支援制度の充実

地域福祉課

○ 地域福祉推進事業（所管 21 地区（生活福祉課所管分含む））

1 主要取組

(1) 第4期地域福祉活動計画の策定と推進

令和3年度から5ヵ年計画で第4期地域福祉活動計画を策定し、地域の特色ある福祉活動が各地域ニーズに添って推進できるように、本会与市民や関係団体等との協働により、地域福祉活動を推進します。

ア 地域福祉推進会議による本会職員の一体的な地域福祉活動支援

本会の地域福祉関係5課（地域福祉課、生活福祉課、西部、四賀、北部各地区センター）で構成する地域福祉推進会議において、第4期地域福祉活動計画に基づいて一体的な取組みを進めます。

イ 本会が従来から取り組んできた、「だれもが安心して住み慣れた地域で生活できる社会」（地域共生社会）の実現を目指し、第4期地域福祉活動計画を推進します。

ウ 地区社協（支会）及び分会社協（町会）との協働と支援

(ア) 地区社協及び分会社協の主体性を尊重し、協働して地域福祉活動を推進します。

(イ) 地区社協が行う地域福祉活動に要する経費について、地域福祉活動推進支援事業による財政支援を行います。

(2) 福祉啓発活動

事業内容や各地区における先進的な取組事例の紹介等、地域福祉に関する啓発活動を行います。

(3) 福祉車両・車椅子等の貸出

一時的に通院や外出等、日常生活において車椅子の使用が必要な市民の福祉向上のため、福祉車両・車椅子等の貸し出しを行います。

2 事業概要

新 (1) 第4期地域福祉活動計画の策定と推進

ア 第4期地域福祉活動計画の策定

イ 第4期地域福祉活動計画に基づく、地域との協働による地域福祉活動の推進

(2) 地域福祉推進会議の運営

地域福祉関係課による地域福祉推進会議を随時開催し、取組内容の検討と情報共有を行います。

(3) 住民の支え合いによる地域福祉の推進

ア 地区社協(支会)及び分会社協(町会)が行う地域福祉活動を推進するための支援
各地区担当職員が、地区活動の方針「地区活動の見直しと推進 H30.9」に基づき、
それぞれの地域の特性を活かした地域福祉活動に地域と協働して取り組みます。

イ 地域福祉活動推進支援事業の実施

(ア) 地区別地域福祉活動計画推進事業(地区課題の把握・解決事業)

(イ) 見守り安心ネットワーク事業(見守り・支え合い事業、マップ作成事業)

(ウ) 地域福祉活動拠点整備事業(地域ふれあい推進事業)

(エ) 地域ボランティア活動事業(ボランティア等人材育成事業)

(オ) 福祉の知識・意識向上活動事業(住民学習サポート事業)

(カ) 生活支援体制整備事業(住民主体事業)

ウ ふれあい会食会事業への助成

エ 敬老の日行事への助成

オ 町会児童遊園整備への助成

(4) 福祉啓発活動

ア 市社会福祉大会の開催

拡 イ 令和3年度編纂方針に基づく「社協まつもと(つむぎちゃん通信)」の発行

ウ ホームページ・SNSによる情報発信

新 エ 本会公式キャラクター「つむぎちゃん」を活用した事業啓発

オ 長野県社会福祉大会への参加

(5) 福祉車両・車椅子等の貸出

ア 福祉自動車貸出事業

イ 車椅子等貸出事業

(6) 関係福祉団体の運営及び支援

ア 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事業の推進

イ 日本赤十字社長野県支部松本市地区事業の推進及び松本市赤十字奉仕団の育成

ウ 松本市民生委員・児童委員協議会との連携(組織強化支援)

エ 福祉団体への支援及び団体事務の効率化の検討

拡 (7) 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺による高齢者の被害が後を絶たず、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した特殊詐欺被害が発生していることから、社協つむぎちゃん劇団での啓発や、通所施設及び訪問サービス等の職員がチラシや注意喚起資材を活用し、被害防止対策ガイドラインに基づき直接対話による注意喚起を行うとともに、ふれあいいいききサロン等地域住民が集う行事等においても地区担当職員が注意を喚起します。

- (8) 結婚推進事業の実施
 - ア 出会いのイベントの開催
 - イ セミナー及び交流会の開催

○ ボランティアセンター事業

1 主要取組

(1) ボランティアセンターの基盤・人づくり

ボランティア活動の需給調整を行うとともに、ボランティアを養成する講座等を通して、人材の発掘・育成を行い、地域におけるボランティア活動を支援します。

(2) ボランティアの活動支援

ボランティアへの情報提供や財政支援等、地域のボランティア活動を支援します。また、ボランティア保険の普及及び加入を促進します。

(3) 福祉教育

学校や児童センターにおいて、車いすや視覚障害の体験をするなど、ユニバーサルデザインの体験を通じて、福祉とボランティアの気持ちを育むとともに、地域の学習会等において福祉に関する啓発を行うなど、子どもから大人まで全世代を対象とした福祉教育を推進します。

(4) 災害ボランティア活動

災害時にボランティア活動を円滑に行うために、広く災害ボランティアの周知を行い、災害ボランティアの育成と事前登録を進めます。

2 事業概要

(1) ボランティアコーディネーター機能の充実とコーディネート活動

- ア ボランティア活動希望者に関する相談、活動情報の提供
- イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供
- ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整
- エ 市民活動サポートセンターとの連携
- オ ボランティアコーディネーター研修への参加

☐ (2) ボランティアセンターの有効活用

地域に開かれたボランティアセンターを目指し、ボランティアグループや地区ボランティア部会、学生ボランティア等の活動相談の場、打ち合わせや交流・情報交換などの場としての利活用

(3) 被災地復興活動講座

災害に対する市民への啓発と、日頃からの助け合い、支え合いの重要性について考える講演会等の開催

- 〔拡〕 (4) ボランティア「ありがとう・がんばろう」の集い
日頃からボランティア活動に取り組まれている方々を慰労し、活動者同士の交流や社協との関わりを深める場を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で多くのボランティア活動が自粛となる中、「ありがとう・がんばろう」の集いとして開催
- (5) ボランティア養成講座の開催
- 〔新〕 ア 福祉体験学習サポーター養成講座の開催
イ 高齢者疑似体験・車椅子体験等を使った福祉教育講座の開催
- (6) 高齢者支援人材育成講座
傾聴ボランティア講座の開催
- (7) 調査・研究活動
- (8) 啓発・広報・情報提供
社協ホームページ・SNSによる情報発信
- (9) 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進
ア 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成
イ 連絡会の開催
- 〔拡〕 (10) 災害ボランティアセンター設置運営等に関する検討及び訓練等の実施
ア 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
イ 大規模災害を想定し、松本市総合社会福祉センター以外に災害ボランティアセンターの拠点となる場所の検討
ウ 協力団体等との協議、協定の検討
- (11) ボランティア保険の普及及び加入促進
- (12) 松本市ボランティア交流集会の開催
ボランティア間の情報交換による活動の活性化や、市全体のボランティア活動の底上げを図るための交流会の開催
- 〔新〕 (13) まつもと社協かるたの作成
- 〔新〕 (14) コロナ禍におけるボランティアの推進
コロナ禍においても活動可能なボランティアの実施・提案
ア 星空プロジェクションマッピング
イ 家族の思い出写真館
- 〔新〕 (15) 社協つむぎちゃん劇団
ア ボランティア参加による社協つむぎちゃん劇団の立ち上げ
イ 寸劇公演による特殊詐欺被害防止、認知症への理解等の啓発

○ 児童センター運営事業

1 主要取組

地域福祉と連動した児童福祉事業を推進するため、児童センターの運営の実績とノウハウを活用し、「児童福祉業務運営における活動方針」に基づき、地域と連携した児童福祉事業に取り組みます。

(1) 放課後児童健全育成事業の充実

ア 夫婦共働きに加え、一人親家庭の増加に伴う児童数の増加に対応した施設改善の検討や運営方法の工夫

イ 様々な配慮や支援が必要な児童について、安心・安全に過ごすことができるよう最大限の配慮をしながら、必要に応じて児童相談所などとの連携や遊びを通じた仲間関係の中での自主的な活動を支援

(2) 子育て支援活動の積極的な実施

少子化や地域のつながりが希薄化する中で、身近な地域の子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子が気軽に集い交流や情報交換ができる場を提供するとともに、育児相談の実施や各種講座の開催など子育て支援に取り組みます。

(3) 地域との連携による児童館運営

地区の町会役員や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力のもと、福祉・ボランティア体験事業等を活用して地域に根づいた児童の健全育成を推進します。

(4) 地区担当職員との連携強化

児童センター職員と地区担当職員が相互に情報提供・交換を行い、児童と地域の方々の思いやニーズをもとに活動します。

2 事業概要

(1) 児童センター（18館）・放課後児童クラブ（2館）の運営

新

ア 波田放課後児童クラブの放課後児童健全育成事業を波田児童センターの同事業へ統合

新

イ 山辺放課後児童クラブの受託

ウ 運営委員会の開催（年2回）

エ 館長会の開催（毎月）

拡

オ 職員研修の実施

（ア）中央研修へ派遣（厚生員基礎研修、中堅厚生員研修、指導者養成研修）

（イ）独自研修の実施（新任館長、新任職員、館長・厚生員合同研修会 他）

カ 保護者との懇談及びアンケートの実施

キ 地域活動クラブ助成金の拡充

拡

ク 地域児童受け皿づくり支援事業

(2) 児童センターで実施する事業

- ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施（18カ所）
- イ 一時利用事業の実施
- ウ つどいの広場事業の実施（15カ所）
- エ 休日つどいの広場事業の実施（芳川児童センターつどいの広場）
- オ 青少年の居場所事業の推進（あがた児童センター）
- カ 児童による高齢者との交流など地域貢献活動
- キ 自然とのふれあい事業
- ク 保護者への子育て支援活動
- ケ 地域と連携した児童館まつりの開催
- コ 自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）の実施
- サ ボランティア活動

拓

○ 高齢者福祉及びプラチナセンター事業

1 主要取組

プラチナセンター事業として、高齢者が、いつまでも色あせることなく輝き続けながら、より充実した豊かな生活をするため、プラチナ大学や各種講座を開催し高齢者の生きがいづくりを推進します。

また、プラチナセンターを核とし、地域福祉活動と連動した高齢者の生きがい支援策等の検討を進めます。

2 事業概要

(1) プラチナセンター事業の推進

- ア 松本市プラチナ大学、生きがい講座の実施
- イ センターの利用団体の活動支援
- ウ 福祉入浴の実施

(2) 福祉団体の活動支援の推進

松本市高齢者クラブ連合会等への支援

生活福祉課

○ 生活支援事業

1 主要取組

(1) 生活支援体制整備事業

介護保険制度に基づく生活支援体制整備事業は、地域包括ケアシステムの柱の一つとして、高齢になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実と、健康や生きがいを生み出す社会参加を一体的に進めるため、住民主体の活動による「互助」と行政や関係機関との協働による「共助」の推進により各地区の実情に沿った生活支援体制の整備に取り組みます。

(2) 地区生活支援員活動

地区生活支援員は、地域の生活支援「ニーズ」を生活支援「サービス」につなぐため、次の活動を地域包括支援センターをはじめとする専門職や地域づくりセンター等と連携し取り組みます。

ア 地域の困りごとや地域資源の見える化や問題提起

イ 地域にある組織等の多様な主体への協力依頼等の働きかけ

ウ 関係者のネットワーク化

エ 生活支援の担い手の養成や生活支援サービスの仕組みづくり（担い手の育成、組織化、支援活動の実施）

(3) 生活支援体制の基盤づくり

生活支援体制の整備に向け、松本市から委託を受けて35地区の地域づくりセンターを基本に「地区生活支援員」を配置するとともに、生活支援員の組織的なバックアップを行うため、既存の会議体を基盤とした協議体を設置し、地域包括ケアシステムにおける生活支援体制の基盤づくりを進めます。

2 事業概要

(1) 生活支援体制整備事業の推進

「地区生活支援員」は、地域包括支援センター、行政、関係機関及び本会の地区担当職員と連携し、地域づくりセンター長が主導する「地区支援企画会議」等で関係を築き、役割分担をしながら、支援体制整備の取組みを進めます。

(2) 地区生活支援員活動の推進

本年度新たに、第三、島内、中山、島立、芳川、岡田、今井、内田の8地区に「地区生活支援員」を配置し、昨年度までに配置をした16地区を含め、地区担当職員と協働して活動を推進します。

ア 地域の困りごとや地域資源の見える化・問題提起

イ 地域にある組織など、多様な活動主体への協力依頼

ウ 関係者のネットワーク化

エ 生活支援の担い手の養成や生活支援サービスの仕組みづくり

拓

オ 地区生活支援員活動事例集などによる活動内容の広報

○ 有償生活支援事業（つむぎちゃんサポート）

1 主要取組

(1) 事業のあり方の検討

本会独自の有償生活支援サービスとして、介護保険制度の生活支援サービスの対象外となるサービスや、保険の上限を超えたサービスの不足部分を担うため、市民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくりや、地域での支え手育成を推進するための手法の一つとして継続して実施しますが、利用会員が減少する中で事業のあり方について検討します。

(2) 地区の生活支援サービスへの移行

地区における生活支援体制整備のため、本事業の運営、ノウハウ等を、可能な地区へ移行します。

2 事業概要

新

(1) 事業のあり方の検討

(2) 支え合いの必要性や支え手の重要性の理解を深めるための事業説明会の開催

(3) 協力会員の人材育成を図るためスキルアップ研修会の開催

(4) 住民主体や民間事業者を含めた生活支援サービス提供者の立ち上げ支援

拓

(5) 事業の段階的な地区への移行

○ 自立支援事業

1 主要取組

(1) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者及び知的障害者並びに精神障害者など、判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護を推進します。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者及び障害者並びにコロナ禍における生活困窮者に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的に自立し安定した生活を送れるよう、効果的かつ効率的な支援を図ります。

2 事業概要

(1) 日常生活自立支援事業の実施

拓

(2) 生活福祉資金貸付事業の実施

(3) くらしの資金貸付事業の実施

○ 生活就労支援センター事業

1 主要取組

(1) 生活就労支援センター事業

コロナ禍等をはじめ、様々な要因により生活が困窮されている方の就労支援・相談支援で自立を支援するとともに、地域に潜在する困窮問題の早期発見と相談支援の強化を推進するため、関係機関と連携を図り、生活困窮者を支える体制づくりに取り組めます。

2 事業概要

〔拡〕(1) 松本市生活就労支援センター（まいさぼ松本）の受託運営

ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の策定、関係機関との連絡調整等）

イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の適切性の協議、計画の共有・評価等）

ウ 家計改善支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を高揚）

○ 地域包括支援センター事業

1 主要取組

(1) 地域包括支援センター事業

地域包括ケアシステム構築に向けて、受託する地域包括支援センターでは、地域住民の身近な地域の総合相談窓口としての役割を担うため、第1層生活支援コーディネーターによる地区での取組みや、認知症施策の推進、地域ケア会議等の開催を通じて、ネットワークの構築と介護予防を推進します。

2 事業概要

(1) 地域包括支援センターの運営

南部、南西部、西部地区の3地区の地域包括支援センターの運営

在宅福祉課

○ 介護保険事業、障害児・者福祉事業

1 主要取組

(1) 人材定着及び人材育成

ア 介護職員等の人材確保が困難な中、介護職員の定着のための職場環境づくりや、「福祉の職場説明会」への積極的な参加、総務課との連携により雇用形態等抜本的な対策の検討を行います。

イ 介護職員初任者研修養成事業を実施し、介護職員を確保します。

(2) 効果的な事業運営の検証と改善策の実施

厳しい運営状況となっている介護保険事業所について、事業収支のバランスが図られるよう、各種指標の検証と必要な改善策を検討し、実行可能な取組みから実施します。

ア 法改正に伴い、新規に取得できる加算を検証し、収入確保に努めます。

イ 経営戦略プロジェクトによる、各事業目標に沿った取組みを実施します。

(3) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に対し、県や市からの情報を的確に把握し、事業が継続して運営できるよう努めていきます。

2 事業概要

新 (1) 介護保険事業経営戦略プロジェクト等の運営

ア 経営実態調査による経営状況の分析

イ 各種経営指標の検証

ウ 改善策の検討と実行

エ 新規加算取得の検討

(2) 居宅介護支援事業

ア ケアプランの作成、モニタリング及び相談業務

イ 関係機関等との情報交換・連携

ウ 各種研修会・ケアマネジャー勉強会への参加

エ 他法人との事例検討会議等の開催

オ 特定事業所加算Ⅱの継続取得

カ 実習生・研修生の受入

(3) 訪問介護事業

ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成

イ 身体介護、生活援助、通院等乗降介助サービスの提供

- ウ 各種研修会への参加
- エ 情報交換に係る定期的な班会の開催
- オ 実習生・研修生の受入
- カ 特定事業所加算Ⅱの継続取得
- キ 有償運送サービスの提供

(4) 訪問入浴介護事業

- ア 訪問入浴介護計画書、利用者状況報告書の作成
- イ 訪問入浴サービスの提供
- ウ 各種研修会への参加
- エ サービス提供体制強化加算Ⅰの継続取得

(5) 障害児・者居宅介護事業

- ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成
- イ 身体介護、重度訪問介護、家事援助、同行援護、移動支援等の実施
- ウ 各種研修会への参加
- エ 情報交換に係る定期的な班会の開催
- オ 実習生・研修生の受入
- カ 特定事業所加算Ⅱの継続取得

(6) 相談支援事業

- ア プランの作成、モニタリング及び相談業務
- イ 関係機関等との情報交換・連携
- ウ 各種研修会への参加

(7) 在宅入浴事業

- ア 利用者状況報告書の作成
- イ 訪問入浴サービスの提供
- ウ 各種研修会への参加

新 (8) 介護職員初任者研修事業

- ア 事業の申請
- イ 受講生の確保と採用
- ウ 専門機関等との連携

施設障害福祉課

1 主要取組

(1) 自立生活支援

障害者が地域で共に暮らし働きながら生活する社会（共生社会）を目指すため障害者自身が主体的に地域生活を送るための「生きる力」を身につける支援を進めます。

また、入居施設（グループホーム）の増設を契機に、地域社会での生活を援助することに一層の重点を置き取組みを進めます。

そのため、障害者が地域で認められ、地域での存在を意識し、自信を持った行動ができるように、支援施設（就労継続支援・共同生活援助）が連携した指導と訓練により、共同生活を通じた障害者の自立支援を行います。

さらに、利用者の自主性、積極性、協調性、自覚等を促す指導方法を検討し、各施設の特色を活かした支援内容の充実と質の向上に努めます。

(2) 地域・日常生活支援

心身障害児の日常生活における基本動作の習得や集団生活の適応を目的に、しいのみ学園での早期に適切な養育と機能訓練を通じて、障害児の心身の発達を促し通園児の個性に合わせ、保護者と共に行う子育て支援を一層充実します。

また、心身障害者福祉センターでは、障害者が自立した日常生活や社会生活ができるように各種活動や機能・適応訓練を通じた地域生活の支援を行います。

(3) 健全・適切な施設運営

指定管理施設（総合社会福祉センター、心身障害者福祉センター、しいのみ学園、就労継続支援B型事業所5施設）及びグループホーム2施設の健全運営と新型コロナウイルス感染対策（予防・対処）の適切かつ万全な対応を行います。

また、喫茶「c a f e ポリジ」事業の総合的な研究を基にした経営改善方針の策定及び、共同店舗として係る各就労継続支援事業所の在り方の検討を行います。

2 事業概要

(1) 自立生活支援

ア 希望の家

(ア) 新規利用者の確保、利用者の働く意欲の向上につながる作業の拡大

(イ) 自主生産製品の研究開発、利用者が興味を持ち自立生活を営むことができる力の習得支援

(ウ) 他者を思いやる心を育む支援、自身の存在価値や自信につながる支援

イ 喫茶「c a f e ポリジ」

(ア) 集客アップの取組み

拡

a 新商品開発、雑誌等への掲載やテイクアウト、予約販売（配達）等外販活動による広報活動の強化

b 5施設共同店舗として、各施設の活動や思いをつなげるコラボ企画の推進

拡

c 地域との交流を主とした「マルシェ」等の販売会や各種障害者団体をはじめ地域の養護学校等との共同イベントを通じて、地域連携の気運を醸成

(イ) 就労訓練の場として、接客や調理技能、コミュニケーション能力の向上の支

新

(ウ) 根本的な経営改善のための検討組織の立ち上げと総合的な研究の実施

ウ 岡田希望の家

新

(ア) 事業所の狭隘化対策の検討

(イ) 地域行事への参加等による地域住民との交流

(ウ) 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）による自立生活力の向上支援

(エ) 新規受託企業の確保と草木染め製品の品質向上による収入増と利用者の工賃アップ

エ 南ふれあいホーム

(ア) 重度障害利用者（手帳1級）の通所の安定と通所率の向上

a 平易作業発注企業との取引内容と受託単価の検討及び個々の作業内容の調整

b 工程の細分化等による重度障害者の作業内容への配慮

新

c 見学者や体験実習生の積極的受入れ

拡

(イ) 自主事業の安定化

a 通所者の特性・能力から作業適性を把握のうえ、継続参加ができる作業内容の調整

b 「にじいろ工房」製パン・焼き菓子の販売実績分析による売上向上

オ 北ふれあいホーム

拡

(ア) 障害相談支援センター等の関係機関との連携による利用者の安定確保と一般就労支援の強化及び通所率の向上

(イ) 新規受託製品の確保及び自主製品（新作パン）等の開発取組みによる収入の確保と工賃アップ

拡

(ウ) 作業室の狭隘化解消及び空調設備改修についての市との調整

カ 障がい者就労センター・はた

(ア) 各養護学校等関係機関との連携による利用者の確保と通所率の向上

(イ) 農福連携の取組みによる利用者の外部就労機会や生きがいづくりの場の創出

(ウ) 新規受託製品の確保や農作物・木工製品の充実、焼き芋販売の拡大による収入の確保と工賃アップ

(2) 地域・日常生活支援

ア しいのみ学園

児童発達支援事業、放課後デイサービス事業における子どもの状況に応じた適切な発達支援と療育の質の向上

イ 心身障害者福祉センター

(ア) 「やまなみ学級」での仲間との交流、生きがいを高める訓練、学習、創作活動の実施

(イ) 心身障害者の高齢者対策として、デフクロバー（聾高齢者の会）事業による社会参加のサポート

(ウ) 施設・病院・就労を利用しない狭間の在宅障害者居場所となる講座の開催

(3) 健全・適切な施設運営

新

ア (仮称) グループホーム水汲の建設・開所・運営

(ア) 世話人の確保と研修

(イ) 入居者の入居準備と生活の早期安定

(ウ) 地区住民及びグループホーム井川城との交流

イ グループホーム井川城の運営

(ア) 余暇活動や季節行事等の充実

(イ) 買い物等の外出機会の提供による自立支援の強化

(ウ) サービス管理責任者及び世話人のスキルアップ、情報交換、事業所内勉強会

(エ) 地区開催の行事等への積極的な参加による地域住民との交流

(オ) 入居者の健康管理、防疫、防災、防火等の危機管理対策の強化

ウ 総合社会福祉センターの管理運営

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策に応じた貸館業務及び「ふれあいまつり」の開催方法の検討

(イ) 障害児者及び家族のリフレッシュ事業（補助事業：ふれあいバスハイク）の実施

西部地区センター

○ 地域福祉推進事業（所管 9地区）

1 主要取組

(1) 第4期地域福祉活動計画の推進

第4期地域福祉活動計画の策定に伴い、地域福祉課題の解決に向けてより一層住民と関わり、それぞれの地区での福祉活動の活性化に取り組みます。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

関係機関と連携し、地域特性を生かした見守り支援体制の強化を図るとともに、誰もが安心して住み慣れた地域で生活できるように「地域包括ケアシステム」の取組みを一層推進します。

(3) 小地域を大切にした地域福祉の推進

ア 地区社協と連携しながら、各地区の実状に見合った小地域を単位とした地域福祉を推進します。

イ 「地域の福祉は地域の住民自らが担っていく」ことを目標に、地域の活動団体を支援します。

(4) 奈川社会就労センターの運営

ア 奈川地区内において身体上若しくは、精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている要保護者等に対し、就労又は技能習得のために必要な機会を提供し自立を支援します。

イ 自主事業（農業）等を行い地域に開かれた環境づくりと利用者が気軽に相談・利用できる施設運営に努めます。

2 事業概要

(1) 地区社協の育成・支援

ア 事務局として活動を推進・支援

イ 町会別サロン事業の推進

ウ 見守り安心ネットワーク事業の推進

エ 西部ブロック4地区社協(安曇、奈川、梓川、波田)会長会の開催

(2) 地区ボランティア組織の育成、強化

ア ボランティア活動の需給調整

イ ボランティア相談

ウ ボランティア育成講座

(3) 地区福祉関係団体の育成・支援

ア 民生委員・児童委員協議会

イ 日赤奉仕団 等

(4) 西部地区福祉と健康のつどいの開催

- ア 内容 講演会 (新) リモートで同時配信予定)
- イ 期 日 10月～11月
- ウ 会 場 波田公民館他4会場

新 (5) 防災、安心マップ講習の実施

- ア 内容 防災に関する学習や、避難行動要支援者台帳を活用したマップ講習
- イ 回数 年数回程度
- ウ 会 場 各地区公民館、集会場 等

拡 (6) 福祉教育の実施

- ア 内容 小中学校、児童センター等での福祉教育の実施
- イ 期 日 随時

拡 (7) 地区生活支援員との連携強化

西部地区センター担当地区生活支援員(梓川、波田、和田、今井、島内、島立)の活動について情報交換や事例検討を実施

(8) 指定管理施設の管理運営

- ア 梓川福祉センター
- イ ふれあいの家・ほのぼの広場(奈川)
- ウ 奈川社会就労センター

(9) 福祉自動車、車椅子貸出事業の実施

(10) 共同募金、日赤事業の推進

(11) 公共交通空白地有償運送事業の実施(安曇、奈川)

(12) 高齢者等訪問給食サービスの実施(安曇、奈川)

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 介護報酬収入の確保

ア 居宅介護支援事業

事業所の一体的な管理体制を構築し、事業運営の一層の効率化や加算取得の検討、経費削減を図るため、「梓川居宅介護支援事業所」と「はた居宅介護支援事業所」を統合し、「西部居宅介護支援事業所」とします。

統合後の事業所は松本市波田支所内に置き、西部地区の拠点として地域に密着した事業を推進します。

イ 訪問介護事業

安曇・奈川地区を含む広範なエリアをカバーする西部ヘルパーステーションでは、効率的なサービス提供を行う体制を整えるとともに、新規利用者の確保に努め、収支改善に取り組みます。

ウ 通所介護事業

管内のデイサービスセンター5施設では、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化し、新規利用者の確保に取り組むとともに、効率的な運営に努めます。また、地域に親しまれる施設を目指し、地域との交流やPR事業を推進します。

(2) 職員の資質向上

職員の積極的な研修参加を促すとともに、独自の研修を計画するなど、資質の向上に努めます。

(3) 地域包括支援センター、医療機関等との連携強化

各事業所間の連携はもとより、地域包括支援センターや医療機関等との連携を図り、新規利用者の受入体制を強化します。

(4) 特殊詐欺被害防止への取組みの強化

7事業所の連携を強化し、より利用者に寄り添ったサービスの提供に心がけ、特殊詐欺被害防止に努めます。

2 事業概要

新 (1) 居宅介護支援事業所（西部居宅介護支援事業所）

- ア 介護計画書・介護予防計画書の作成及び相談業務
- イ 地域包括支援センター、地区民生児童委員会、松本市立病院との連携
- ウ 年間研修計画に基づく介護支援専門員専門研修等への参加
- エ 認知症サポート事業（キャラバンメイト事業）への参加
- オ 事例検討会議等の開催（月4回）
- カ 特定事業所加算Ⅰの取得に向けた取組み

(2) 訪問介護事業所（西部ヘルパーステーション）

- ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成
- イ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症介護、虐待防止等）
- ウ 訪問介護員会議等の開催（月1回）
- エ 実習生、職場体験等の受入
- オ 特定事業所加算Ⅱの取得

(3) 通所介護事業所（安曇デイサービスセンター・奈川デイサービスセンター・梓川デイサービスセンター・波田デイサービスセンター・波田デイきたはらっぱ）

- ア 通所介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
- イ 地域密着型デイサービスセンターの運営（認知症対応型・梓川デイサービスセンター、一般型・波田デイきたはらっぱ）

ウ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の運営（安曇・奈川・梓川）

エ 中重度者ケア体制加算（梓川、波田）、個別機能訓練加算及び生活機能向上連携加算（波田）、サービス提供体制加算（5事業所）の取得

オ 年間研修計画に基づく従事者研修会への参加（認知症対応向上、高齢者虐待防止、老人福祉施設職員研修等）

カ 地域ケア会議等への参加

(4) 障害者総合支援法事業所（西部ヘルパーステーション）

ア 障害児・者居宅介護事業

身体介護、重度訪問介護の実施

四賀地区センター

○ 地域福祉推進事業（所管 2地区）

1 主要取組

(1) 住民共生型の地域づくり

人口減少や人手不足を踏まえ、世代や分野を超えて、住民1人ひとりが「支え手」、「受け手」となり、住民が主体となって身近なところから暮らしや生きがいを創っていく「住民共生型」の地域づくりを進めます。

(2) しあわせを創る

ア 生きがいや安心への支援

住民一人ひとりの生きがいや健康、仕事、満足感や暮らしの安定など、人々のしあわせ創りの支援をします。

イ 地域資源を活かした居場所づくり

住民が気軽に使える場として、地域資源の活用や資源価値の変換など、創意工夫による居場所づくりを進めます。

ウ 生活支援サービスの実施

(ア) 既存のささえあいサービスを継続実施します。

(イ) 様々な主体、態様での生活支援を模索します。

(3) 暮らしの安心・安全をつなぐ

ア 地区生活支援員との連携による生活支援体制整備事業の推進

イ 住民の包括相談の実践

ウ 既存のネットワークを活用して見守り活動の推進

エ 身近なところでの災害時や日常の見守り体制の整備による安心安全な暮らしの担保（定着）

オ 特殊詐欺被害防止の実践

(4) 若者や子ども達の地域社会への参加

地域の小中学校との協働による社会福祉活動を実践するとともに、つどいの広場や保育園などの子育て世代の若者や子どもたちの地域への社会参加を醸成します。

(5) 地域社会への貢献

地域の事業所として、介護保険部署と連携して専門職の知識や技能を活かし日常生活や体力づくりなどにおいて地域社会貢献に努めます。

2 事業概要

- (1) 空白地有償運送事業（補助金事業）
- (2) 高齢者等生活支援事業（受託事業）
- (3) 住民の生活課題、要望、意向の把握

〔拡〕(4) 住民共生型の地域づくり

- ア 「まるごとヘルパー大作戦」の実践（食・移動）
- イ 小中学校との協働による子どもたちの社会参加への支援
 - (ア) 四賀小学校「四賀小ハローワーク」との連携
 - (イ) 会田中学校「暮らしのサポート」の協働推進

〔拡〕(5) しあわせを創る

- ア 人が暮らすために必要な「体力・知力・心」をテーマにした講座等の開催
 - イ 高年者の特技や技能、趣味を生かした、生きがい探しと仕事への支援
 - ウ 町会を中心とした「いきいきサロン・えんがわ隊」の拡充
 - エ 路線バスを活用したコミュニティサロンの実施
 - オ ささえあい事業（かかわり隊、つながり隊、お届け隊、お仕え隊、えんがわ隊）継続
- (6) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営
 - (7) 介護保険部署との連携による「高齢者元気づくり講座」の継続開催
 - (8) 趣味や特技を共通とするグループの支援強化
 - (9) 生活支援員による生活支援・介護予防のコーディネート
 - (10) ボランティア事業（受給調整、講座開催、情報紙発行）
 - (11) ボランティア組織の強化
 - (12) ボランティア感謝祭の開催 11月14(日)
 - (13) サマーチャレンジボランティアスクールの開催 7月3日(土)
 - (14) 四賀小応援団への参画
 - (15) 会田中コミュニティスクールへの参画
 - (16) 四賀地区「福祉の集い」の開催 5月15日(土)
 - (17) もしもの時の玉手箱事業の推進
 - (18) 住民相談窓口の充実（心配ごと相談の開催）
 - (19) 健康づくり・予防対策の推進
 - (20) 民生児童委員協議会事務局
 - (21) 福祉団体事務局
 - (22) 赤い羽根共同募金活動
 - (23) 日赤奉仕団事務局
 - (24) 福祉車輛・車椅子貸出
 - (25) 器具備品貸出

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 共通の取組み

ア 安定的な事業運営の推進

地区センター所管の3事業所において、地区センター内に設置した、「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」を核として、地域住民や関係機関との連携を強化し、事業サービスの充実及び質の向上を図り、事業所の特色化を進め、個性豊かな事業所として、新規利用者の獲得や介護報酬の増収に努めると共に、新型コロナウイルス感染症を始め感染症等の防止対策を徹底し、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

イ 事業所の資質向上と社会貢献

職員外部研修を実施するなど個々の知識・技能向上に努めます。また、地域に貢献することで事業所の企業価値、付加価値を高めます。

ウ 介護・障害事業所間とのネットワークの活用

地区内の介護、障害事業所との連携により、昨年度構築した緊急連絡網を活用し、非常時の体制強化に努めます。

エ 特殊詐欺被害防止への取組強化

3事業所の連携により利用者に寄り添ったサービスの提供を心がけ、日常の業務を通じ、特殊詐欺被害防止に努めます。

(2) 事業別取組み

ア 居宅介護支援事業

- (ア) 地域福祉担当との連携により、地域で暮らし続ける為の支援を連動して行うことで、新規の困難ケースなどの積極的な受入れ対応をします。
- (イ) ケアプラン作成にあたり、サービス利用者としてではなく、生活者としての利用者の姿に目を向け、本人が生きがいを持って社会参加していくために、他職種との連携、情報共有を行い、質の高いケアマネジメントを実施します。
- (ウ) 地区センターの他部署との協働体制により、主に介護予防などについて、支援専門員として学んだことを地域の住民に還元し、地域企業として地域貢献に努めます。

イ 訪問介護事業

- (ア) 地域福祉事業との連携や地区外エリアへの事業拡大による利用者の獲得
- (イ) 職員個々の技能向上とスキルアップ及び事業所の資質向上
- (ウ) 地域包括ケアシステムへの参画
- (エ) 地区センターの他部署と協働体制により、技能などについて地域住民に還元し、地域の一事業所として地域に貢献します。

ウ 通所介護事業

- (ア) 地域福祉事業との連携や地域住民との交流による利用者の獲得
- (イ) 質の高いサービスの提供
- (ウ) 地域包括ケアシステムへの参画
- (エ) 中重度利用者や介護予防利用者の拡大
- (オ) 地区センターの他部署と連携した地域企業としての地域貢献

2 事業概要

〔拓〕 (1) 3事業運営

- ア 課内介護保険事業所経営戦略プロジェクトの運営
- イ 新規利用者の獲得や介護報酬の増収の検討
- ウ 感染症防止対策の徹底

(2) 居宅介護支援事業所（四賀デイサービスセンター）

- ア 介護計画書・介護予防計画書の作成及び相談業務
- イ 研修への参加・実施・技術修得
- ウ 地域ケア会議への参加
- エ 地域福祉事業への参加
- オ 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- カ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
- キ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の活用
- ク 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化

(3) 訪問介護事業所（四賀ヘルパーステーション）

- ア 近隣市町村の利用者の現状を把握しながら隣接地域の新規利用者の獲得
- イ 利用者の意向に合わせた訪問介護計画書の作成及びサービス提供
- ウ 研修への参加・実施・ミーティングの強化
- エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携（利用者拡大）
- オ 地域ケア会議への参加
- カ 自立支援や重度化防止サービスのプランニング
- キ 地域福祉事業への参加
- ク 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- ケ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
- コ 他事業所への訪問による利用者獲得
- サ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の活用
- シ 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化

(4) 通所介護事業所（四賀デイサービスセンター）

- ア 年間無休（365日営業）
- イ 専門職による個別機能訓練の強化
- ウ 研修への参加・実施
- エ 農園・農場の運営（直営の無農薬の野菜や米を使用し栄養バランスの良い昼食の提供）
- オ 四賀小学校、会田中学校との連携によるサービス提供
- カ ケアマネジャー、医療機関、行政等他職種との連携（利用者拡大）
- キ 地域ケア会議への参加
- ク 消防訓練の実施（年2回）
- ケ 指定管理者制度に基づいたデイサービスの運営
- コ ユニットケアによる利用満足度の向上
- サ 自立支援、重度化防止サービスのプランニング
- シ 生活機能向上連携の実施（鹿教湯HP）
- ス 地域福祉事業への参加
- セ 「高齢者元気づくり講座」の継続開催（営業強化）
- ソ 職員のスキルアップ・研修の実施
- タ 「介護保険事業所経営戦略プロジェクト」の推進
- チ 他事業所への訪問による利用者獲得
- ツ 「介護・障害事業所非常時ネットワーク」の活用
- テ 特殊詐欺被害防止への事業所連携の強化
- ト 通所型サービスA事業（介護予防教室）の運営

北部地区センター

○ 地域福祉推進事業（所管 3地区）

1 主要取組

(1) 地域福祉活動の推進

地域福祉課との連携により住民主体の地域福祉活動の推進・支援を行います。

(2) 第4期地域福祉活動計画の推進

第4期地域福祉活動計画に掲げた取組みや、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を推進します。

(3) 地区社協の支援

役員の交代や高齢化等により、地区社協事業の推進体制が課題となる中、地区担当職員と連携して支援を行います。

(4) 相談窓口としての支援

地域の方の困りごとや、取り組みたい事業についての相談を常に受け入れ、専門機関に繋ぐもの、本会が協力や支援できるもの、地域で解決できるものなどをコーディネートします。

(5) 地域課題の多職種連携

介護保険事業を実施している北部地区センターの強みを活かし、地域ニーズについて多職種が連携し、一体的な支援が提供できるよう取り組みます。

(6) 生活支援体制整備

令和4年度の所管地区への地区生活支援員配置に向けて、生活福祉課及び地域づくりセンターとの連携により、地区支援企画会議等を通じて体制整備を行います。

2 事業概要

(1) 地区社協、町会、地区民児協、福祉ひろば等会議・事業参加

新 (2) 第4期地域福祉活動計画の推進及び地区別地域福祉計画の推進支援（検討・見直し）

(3) 「ボランティアルーム」の有効利用

ア ボランティアグループや障害者団体等の活動の拠点として活用

イ ボランティア養成などの講座や近隣地域の福祉活動に利用

拡 (4) 地区社協が行う地域福祉活動の推進・支援

ア 町内の見守り・支え合いマップ作成

イ 町内の支え合いネットワーク事業

ウ 災害時に備えた助け合い体制づくり

エ 住民調査結果に対応した地区事業

(5) 地域包括ケアシステム構築に向けた関係職員との連携強化

地域包括支援センターとの連携による（認知症対応型）オレンジカフェの立上げ

- (6) 生活福祉課との連携とによる有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」の実施
 - ア 地域ごとのニーズ把握
 - イ 地域における支え合いの仕組みづくりへの支援
- 新** (7) 生活福祉課及び地域づくりセンターとの連携による生活支援体制整備
- (8) 北部福祉複合施設（ふくふくらいず）の管理運営

○ 介護保険関連事業

1 主要取組

(1) 居宅介護支援事業

- ア 利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けたケアプランを作成し、そのプランに沿ったサービスが提供できるように多職種との連携・調整、情報共有を行います。
- イ 利用者を支える介護者の負担軽減のサポートを行います。
- ウ 利用者が自分らしい暮らしを住み慣れた地域で最期まで続けていかれるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- エ 介護支援専門員の資質向上を図るため、積極的に研修や勉強会へ参加します。
- オ 介護保険制度改正に伴うケアマネジメントの資質向上と公正中立の確保、医療連携の強化を図ります。

(2) 通所介護事業

- ア 北部デイサービスセンター及び東部デイサービスセンターの2施設では、在宅で介護を必要とする高齢者を対象に、利用者及び家族からのニーズに沿ったサービスの提供に努め、利用者の心の安らぎ、孤独感解消、介護するご家族の負担軽減を図るなど、在宅福祉を推進します。
- イ 利用者の自立支援と重度化防止を図るため、機能訓練の充実強化に取り組みます。
- ウ 地域及び医療関係機関等との連携強化を図り、それぞれのニーズに対応した新規利用者の受入態勢を整備します。
- エ 魅力ある施設運営に努め、積極的に利用者の確保を推進するとともに、職員配置の適正化を図りながら一層の安定経営に取り組みます。

(3) 訪問介護事業

- ア 在宅福祉推進のため各介護保険事業と一体的に事業展開を行います。
- イ 安定経営に向けて利用者を確保するため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援センターへの働きかけを一層推進し、連携強化を図ります。
- ウ 訪問介護員の資質向上を図るため、研修会へ積極的に参加し安全・安心なサービスの提供に努めます。
- エ 利用者への支援向上を図るため、ミーティングを随時開催し、利用者情報の共有と職員間の意志疎通を図り、利用者との関係強化に努めます。

(4) 安全衛生管理活動の推進

北部地区センター安全衛生年間計画に基づき、介護職場における就労環境の改善及び職員の健康づくりに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策の徹底により、事業所の安全と衛生管理活動を推進します。

(5) 特殊詐欺被害防止への取組みの強化

3事業所の連携を強化し、より利用者に寄り添ったサービスの提供に心がけ、特殊詐欺被害防止に努めます。

2 事業概要

☐ (1) 居宅介護支援事業所（北部居宅介護支援事業所）

- ア 総合的な福祉事業を展開する本会の特性を活かした質の高いケアマネジメントの提供
- イ 介護支援専門員の資質向上のための研修及び事業所内外の情報交換・連携
- ウ 医療・介護等の多職種連携及び地域ケア会議等への積極的な参加
- エ 主任ケアマネジャーの育成強化
- オ 特定事業所加算(Ⅱ)の算定継続及び重度者(処遇困難者)への対応強化

(2) 通所介護事業所（北部デイサービスセンター・東部デイサービスセンター）

- ア 365日営業の実施
- イ ナイトケア事業の実施
- ウ 利用者の自立支援と重度化防止の推進
- エ 栄養士が作成したメニューによる栄養バランスの取れた食事の提供、季節や行事に合わせた食事及びおやつを提供
- オ 地域の小・中学校等との交流・連携強化と、地域包括ケアシステム構築への積極的な参加
- カ 職員の資質向上のため、年間研修計画に基づく研修会への参加（認知症対応の向上、OJT研修等）
- キ 施設内見学会の実施（地域住民、居宅介護支援事業所等）
- ク 介護負担軽減のため年2回の介護者教室の開催と、介護相談の実施
- ケ 中高生のボランティア及び職場体験の受け入れ実施
- コ 信大生及び専門学校生等の実習の受け入れ実施
- サ 医療系関係機関等へのPR強化と、増加する医療ニーズへの積極的な対応
- シ 車椅子浴、寝台浴を含む安心・安全な入浴の提供
- ス レクリエーションの充実
- セ 地域ケア会議への参加

- ソ 生活機能向上連携加算に対応した個別機能訓練の充実強化（北部デイサービスセンター）
- タ ケアマネジャーと連携し、個別メニューによるリハビリ実施による機能回復、維持（東部デイサービスセンター）
- チ 地区公民館や地区保健センターとの積極的な交流・講演会等の推進（北部デイサービスセンター）、被災地体験講演、健康指導等
- ツ 認知症対応型通所介護事業所の専属スタッフによるケア実施のPR強化、稼働率向上（北部デイサービスセンター）
- テ 認知症対応型通所介護事業所の運営推進会議を6ヵ月に1回以上開催（北部デイサービスセンター）
- ト 地域ボランティア部会との連携強化（東部デイサービスセンター）
- ナ 新規利用者確保による安定経営をめざし、居宅介護支援事業所への働きかけの強化と利用者への安全・安心を伝えるためのお便り等の活用促進（東部デイサービスセンター）

(3) 訪問介護事業所（北部ヘルパーステーション）

- ア サービス提供責任者の育成強化
- イ 訪問介護計画書に基づく円満なサービス提供
- ウ 訪問介護員の資質向上を図るための積極的な研修参加とミーティングの強化
- エ ケアマネジャー、医療機関、行政等との連携及び支援会議への参加
- オ 地域ケア会議への参加
- カ 特定事業所加算Ⅱの算定継続
- キ 実習生の受入れ実施
- ク 障害者総合支援法対策事業(重度訪問介護事業)への対応
- ケ 安定経営に向けた新規利用者の開拓促進と職員体制の見直し

(4) 安全衛生管理活動の推進等

- ア 北部地区センター衛生委員会の毎月開催
- イ 介護職員の身体的負担軽減のための介護機器等の整備
- ウ 自衛消防訓練の実施（北部福祉複合施設と合同で年2回）

成年後見支援センター

1 主要取組

(1) 中核機関業務の推進

成年後見制度利用促進における中核機関の一部業務を受託し、管内2市5村と分担して専門職を加えた地域連携ネットワーク協議会を開催し、後見等開始の前後を問わず被後見人を支援する「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携を強化して協力する体制づくりを進めます。

また、中核機関の進行管理機能の役割の一つである市民後見人並びに法人後見支援員の養成について、継続したフォローアップ研修や実務実習を実施することで、市民後見人として活動する人材を育成し、家庭裁判所から後見人等に選任された場合は、市民後見人が安心して適切に後見活動を行えるよう、継続した支援を行います。

(2) 法人後見の受任

被後見人候補者について受任調整会議を実施して精査し、法人で後見人等を受任する必要がある事案は、受任することで認知症などの理由により判断能力が低下しても地域で継続して生活して行くことができるよう、法人として後見支援を行います。

2 事業概要

〔 拡 〕 (1) 中核機関業務の推進

ア 地域連携ネットワーク協議会（仮称）の開催

イ 進行管理業務

(ア) 研修・講演会等による周知広報

- ・各研修会、学習会への職員派遣
- ・パンフレットの作成

(イ) 相談窓口の設置

- ・2次相談機関として、医療機関、福祉関係者からの相談への対応
- ・アセスメントシートに基づく相談者の支援
- ・弁護士、司法書士による専門相談
- ・出張講演、相談会等の開催

(ウ) 権利擁護アセスメントニーズの見極め

- ・ケース検討会に参加依頼があった場合等の対応

(エ) 支援方針の検討

- ・2次相談機関として行政と推進

(オ) 日常生活自立支援事業からの移行検討

- ・必要に応じ日常生活自立支援事業からの移行調整

(カ) 任意後見監督人専任の助言

- ・任意後見監督人選任申立て時期の見極め
- ・任意後見監督人候補者の推薦

(キ) 申立てに関わる相談・支援

- ・円滑な申立て手続き実施のための支援

(ク) 適切な候補者推薦のための検討

- ・受任調整会議の開催（月1回）

(ケ) 市民後見人の養成・活動支援

- ・市民後見推進委員会の開催
- ・市民後見人材バンク登録者に対する実務実習
- ・市民後見人材バンク登録者に対するフォローアップ研修（年3回）
- ・市民後見人材バンク登録者に対する対人援助研修
- ・市民後見人の定期報告、業務相談への対応

(コ) チーム等支援会議コーディネート

- ・必要に応じて支援会議に参加

(サ) 親族後見人等への相談窓口

- ・成年後見人のつどいの開催（年1回）
- ・報告書等作成支援、助言

(シ) 家庭裁判所との連絡調整

(2) 法人後見の受任

ア 法人後見業務の実施

イ 法人後見支援員研修の開催

ウ 受任調整会議への出席